

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 4月16日

【発行者の名称】 スウェーデン地方金融公社
(Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ))

【代表者の役職氏名】 カロリーナ・モーリン
(Karolina Molin)
上席ドキュメンテーション・マネージャー
(Senior Documentation Manager)

ヨナス・スベンソン
(Jonas Svenson)
上席ドキュメンテーション・マネージャー
(Senior Documentation Manager)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井 上 貴 美 子

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1157

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年 7月 4日
効力発生日	平成30年 7月12日
有効期限	令和 2年 7月11日
発行登録番号	30 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の 上限	発行予定額 8,000億円
発行可能額	731,281,903,500円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定
するときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停止し
ない。

【提出理由】 発行登録書に一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を
提出するものである。訂正内容については、以下を参照のこと。

【縦覧に供する場所】 該当なし

【訂正内容】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しの直後に追加・挿入される。

<スウェーデン地方金融公社2024年5月16日満期米ドル建債券に関する情報>

第1【募集債券に関する基本事項】

該当なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、本債券に関する「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。
本書中の予定および未定の事項は2019年5月初旬頃に決定する。

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【売出債券の名称】	スウェーデン地方金融公社2024年5月16日満期米ドル建債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	(未定)米ドル (注2)
【各債券の金額】	10,000米ドル	【売出価格】	額面金額の100.00%
【売出価格の総額】	(未定)米ドル (注2)	【利率】	年(未定)%(年1.90%±0.50% を仮条件とする。)(注2)(注5)
【償還期限】	2024年5月16日 (注4)	【売出期間】	2019年5月14日から 2019年5月21日まで(注9)
【受渡期日】	2019年5月24日 (注10)		
【申込取扱場所】	売出人および売出取扱人(下記「売出しの委託契約の内容」に定義される。)の 日本における本店および各支店(注7)		

(注1)本債券は、スウェーデン地方金融公社(以下「発行者」または「公社」という。)により、発行者のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム」という。)に基づき、2019年5月23日(以下「発行日」という。)に発行され、大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッドによりユーロ市場で引受けられる。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場される予定はない。

(注2)ユーロ市場で発行される本債券の券面総額は、(未定)米ドルである。

券面総額および売出価格の総額は、需要状況を勘案した上で決定される。本債券に関する予定および未定の発行条件は、2019年5月初旬頃に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。なお、上記の未定の利率は、仮条件の範囲外となることがある。

- (注3) 本書において、「米ドル」および「米セント」は、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルおよび同セントを、それぞれいう。
- (注4) 償還期限前の償還については、下記「3 償還の方法 (2) 税制変更による期限前償還」および「11 その他 (4) 期限の利益喪失事由」を参照のこと。
- (注5) 本債券の利息起算日は、2019年5月23日である。
- (注6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。
なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）からAaaの長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAAAの長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。
ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注7) 本債券の申込み、購入および払込みはすべて各申込人が確認した外国証券取引口座約款（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人または売出取扱人から、あらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出しなければならない。
外国証券取引口座を通じて本債券を取得する投資家は、約款の規定に従い本債券の券面の交付を受けない。なお、券面については下記「11 その他 (5) 債券の形態」を参照のこと。
- (注8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）（以下「合衆国内国歳入法」という。）および同法に基づく規則により定義された意味を有する。
- (注9) 売出期間は、市場の状況を勘案して最大1週間程度繰延べられることがある。
- (注10) 発行日および受渡期日は、売出期間の変更に応じて変更されることがある。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

ただし、売出人は、以下の金融商品取引業者(以下「売出取扱人」という。)に、本債券の売出しの取扱いを委託している。

会 社 名	住 所
おきぎん証券株式会社	沖縄県那覇市久米二丁目4番16号

【債券の管理会社】

債券の管理会社は任命されていない。ただし、以下の主支払代理人が任命されている。

本債券の主支払代理人（以下「主支払代理人」という。）

会 社 名	住 所
シティバンク・エヌ・エイ、 ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、 カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

期限の利益喪失特約については、下記「11 その他（4）期限の利益喪失事由」を参照のこと。

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、利息起算日である2019年5月23日（同日を含む。）から満期償還日（下記「3 償還の方法（1）満期償還」に定義される。）（同日を含まない。）まで、額面金額に対し年（未定）%（年1.90% ± 0.50%を仮条件とする。）の利率でこれを付し、毎年5月16日および11月16日（以下それぞれ「利払日」という。）に、利息起算日または直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について後払いされる。初回の利払日である2019年11月16日には、額面金額10,000米ドルの各本債券につき（未定）米ドルが、その後の各利払日には、額面金額10,000米ドルの各本債券につき（未定）米ドルが、それぞれ支払われる。

利払日が営業日（以下に定義される。）にあたらぬ場合には、翌営業日を利払日とする。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「営業日」とは、ロンドンおよびニューヨーク市において商業銀行および外国為替市場が営業を行い、支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記記載の利率を乗じて得られた金額に、当該期間の日数（当該期間の初日（同日を含む。）から当該支払期日（同日を含まない。）までの日数（かかる日数は1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日に基づく。））を乗じて360で除した額（1米セント未満は四捨五入または市場慣行に従い計算される。）とする。

各本債券はその償還の日以降は利息を付さない。ただし、元金の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合本債券には、（ ）当該本債券につき支払われるべき全額の支払がなされた日、または（ ）かかる支払を行うために必要な資金を主支払代理人または（場合により）支払代理人（下記「4 元利金支払場所」に定義される。）が受領し、その旨が下記「10 公告の方法」に従って通知された日の5日後の日、のいずれか早い方の日まで継続して利息が発生する。

3【償還の方法】

(1) 満期償還

期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、2024年5月16日（以下「満期償還日」という。）に、その額面金額（10,000米ドル）で償還される。

満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期償還日とする。なお、かかる調整によって、支払われるべき金額の調整は一切なされない。

(2) 税制変更による期限前償還

税制上の償還については、下記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税、口。」を参照のこと。

(3) 買入消却

発行者はいつでもいかなる方法および価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券はこれを保有し、売却し、または発行者の選択により消却のため支払代理人に引渡すことができる。

4【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch) (主支払代理人)
ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

本債券の元利金の支払は、ニューヨーク市に所在する銀行における支払受領者が管理する米ドル建口座への送金により行われる。

かかる支払は、下記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」の条項を害することなく、（ ）適用ある法域において適用される財政その他に関する法令・規則、（ ）合衆国内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または同法第1471条から第1474条までの規定（以下「FATCA」という。）、かかる規定に基づく規則もしくは契約、かかる規定の公的解釈もしくはかかる規定に関する政府間取組を実施する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除、および（ ）合衆国内国歳入法第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除に服する。

確定債券に関する元金の支払は、上記の方法により、確定債券の呈示に対してのみ行われる。また確定債券に関する利息の支払は、上記の方法により、利札（本債券についての利札を以下「利札」という。）の呈示に対してのみ行われる。いずれの場合も、いずれかの支払代理人のアメリカ合衆国外における指定事務所において行われる。

固定利付の確定債券は、付随するすべての未償還の利札とともに呈示されなければならない。紛失により呈示できなかった未償還利札の金額（または一部支払の場合には、支払期日未到来の紛失利札の額に、一部支払がなされた金額が支払われるべき総額に占める割合を乗じた額）が支払金額から差し引かれる。そのようにして差し引かれた金額は、上記に規定された方法により、関連する紛失利札と引き換えに元金についての関連日（下記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」に定義される。）の後10年目の日（下記「11 その他（1）時効」の規定によりかかる利札が失効しているか否かを問わない。）またはかかる利札の支払期日の5年後の遅い方までに支払われる。

本債券が大券により表章されている場合の本債券に関する元利金の支払は、確定債券に関する上記の方法または当該大券上に特定された方法により、支払代理人のアメリカ合衆国外における指定事務所において、該当する場合は大券の提出または（場合により）呈示に対して行われる。各支払の記録は、支払代理人によりまたは該当する場合はユーロクリア・バンク・エス・アーノエヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・アー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の記録において、元金および利金の支払を区別して当該大券上になされる。

上記にかかわらず、以下の場合には、本債券に関する利息の米ドルによる支払は、アメリカ合衆国における支払代理人の指定事務所において行われる。

(a) 支払期日の到来時に支払代理人が合衆国外の指定事務所において本債券の利息の全額を上記の方法により米ドルで支払うことができるであろうと合理的に予定して、発行者が合衆国外に指定事務所を有するかかる支払代理人を任命しており、

(b) 合衆国外のすべての指定事務所においてかかる利息の全額の支払が、利息の全額の米ドルによる支払または受領についての為替管理またはその他の類似の規制により違法または事実上不可能になり、かつ

(c) かかる支払が、発行者の意見によれば、発行者に不利な税効果をもたらすことなく、合衆国法上認められる場合。

大券の所持人は、当該大券により表章される本債券に関する支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行者は各支払金額に関し当該大券の所持人に対しまたはその指図に従い支払をなせば当該支払義務につき免責され

る。本債券の実質的所有者としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に記載されている各人は、当該大券の所持人に対しまたはその指図に従い発行者が支払った支払金額のうちその者の持分について、ユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグのみに請求できる。当該大券の所持人以外の者が、当該大券につき支払われるべき金員に関し発行者に対して請求することはできない。

本債券または利札に関する金員の支払期日が、支払営業日にあたらない場合、本債券の所持人（以下「本債権者」という。）は、翌支払営業日まで当該場所において支払を受領することができないものとする。なお、かかる遅延に関して追加の利息その他の支払はなされないものとする。本書において「支払営業日」とは、（本債券が確定様式の場合に限り）当該本債券または利札の呈示が行われた場所ならびに、ロンドンおよびニューヨーク市において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、一般業務（外国為替取引および外貨建預金を含む。）を行っている日とする。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券または利札は、発行者の直接、無条件、一般かつ無担保（ただし、下記条項に従う。）の債務であり、それらの間で優先することなく、発行者のその他すべての現在および将来の未払かつ無担保で非劣後の債務と同順位とする。

本債券が未償還である限り、発行者は、現在または将来において、いかなる対象債務（以下に定義される。）を担保するためにも、発行者の現在または将来の事業、持分、資産もしくは収入（払込未請求資本を含む。）に対し抵当権、先取特権、質権、負担その他の担保権（以下「担保権」という。）を設定せず、または担保権を設定せしめない。ただし、発行者が担保権を新たに設定する場合には設定と同時にもしくはその前に、またそれ以外の場合には速やかに、以下のいずれかを確実にするために必要な一切の行為を行う場合はこの限りではない。

- (a) 本債券および利札に基づき支払われるべき一切の金員が、当該担保権によりかかる対象債務と同等かつ同順位に担保されること。
- (b) 債権者集会の特別決議（行使議決権の4分の3以上の多数により適法に可決された決議としてユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに関する、発行者、主支払代理人および当該契約に記載のその他の当事者間の修正再規定代理契約（以下「代理契約」という。）に定義される。）により承認されたその他の担保権もしくは取決め（担保権の設定を含むか否かを問わない。）が提供されること。

上記の「対象債務」とは、以下の意味を有する。

() ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックまたはその他の証券に関する現在または将来の債務（元本、プレミアム、利息またはその他の金員であるかどうかを問わない。）で、金融商品取引所、店頭市場その他の有価証券市場において値付けされ、上場されまたは値付け、上場もしくは通常取引されうるもの、および() にかかる債務の保証または補償。

本債券および利札は、代理契約別紙8の保証状（以下「保証状」という。）の様式に大要が規定される保証の利益を享受する。

発行日現在における保証人（以下「当初保証人」と総称する。）は、日付の詳細、様式その他の詳細とともに本債券に適用される最終条件書に規定される。スウェーデンのその他のコミュンおよびランスタイングは、後日、保証人になることができ、当初保証人とともに本書において「保証人」と呼称される。いずれかの者が保証人になった場合には、本債券に関するその時々保証人の詳細は主支払代理人および支払代理人の指定事務所において適宜入手可能となる。

保証状に基づく各保証人の義務は連帯であり、かかる保証人の直接、無条件、一般および無担保の義務を構成し、当該保証人の他のすべての現在および将来の、未払かつ無担保で非劣後の債務と同順位となる。発行者が本債券に関する義務の履行を怠った場合には、発行者およびその他の保証人に対する手続きを要することなく、スウェーデンの裁判所において、各保証人との関係で個別に保証状を執行することができる。

いかなる保証人およびその資産も、スウェーデンの裁判所に持ち込まれる法手続に関して主権免責またはその他の免責の対象とならない。いかなる保証人もスウェーデンの現行法下において保証状に基づき支払われる金額から控除または源泉徴収を要求されることはない。

6【債券の管理会社の職務】

債券の管理会社は任命されていない。ただし、主支払代理人が任命されており、主支払代理人は発行者のために、発行者から元利金の支払資金を受領し、支払代理人に送金することおよび下記「11 その他（4）期限の利益喪失事由」のとおり、本債権者からの期限の利益喪失通知を受領することならびに代理契約に定めるその他一定の事項を取り扱う。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は代理契約において規定されている。

発行者は随時、また本債券の元本残高の5%以上を有する本債権者の書面による要求の場合は必ず、債権者集会を招集し、本債権者の利益に影響を及ぼす事項（特別決議（投じられた議決権の4分の3以上の多数により可決された決議を指す。）による本債券の要項の変更を含む。）を審議するものとする。債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本債券の元本残高の過半数を保有または代表する1名以上の者、または同延会においては、保有または代表される本債券の元本金額の如何にかかわらず、本債権者本人または代理人1名以上の者とする。ただし、本債券の要項の一定の変更（本債券の償還期限もしくは利払いの日の変更、元本額もしくは利率の減免、本債券もしくは利札の支払通貨の変更、または発行者により作成された誓約証書（以下「誓約証書」という。）の一定の変更を含む。）を議題とする集会はこの限りではなく、その場合の特別決議の定足数は、本債券の元本残高の3分の2以上または同延会においては3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。代理契約は、（ ）代理契約に従い適法に招集および開催された債権者集会において、行使された議決権数の4分の3以上の多数により可決された決議、（ ）本債券の元本残高の4分の3以上を有する債権者によってまたはかかる債権者のために署名された、書面による決議および（ ）本債券の元本残高の4分の3以上を有する債権者によってまたはかかる債権者のために、（主支払代理人が満足する形式で）関連決済機関を通じて電子同意の方法で与えられた合意は、いずれの場合も債権者集会の特別決議として有効である、と規定している。債権者集会において可決された特別決議は、当該集会に出席したかどうかを問わず、また当該決議に投票したかどうかを問わず、すべての本債権者および利札の所持人（以下「利札所持人」という。）を拘束する。

8【課税上の取扱い】

（1）スウェーデン王国の租税

イ．本債券および利札に関する発行者による一切の支払は、スウェーデンもしくはその下部行政区画によりもしくはそのために、またスウェーデンもしくはその域内の課税当局によりもしくはそのために、現在または将来賦課される一切の種類 of 公租公課、徴税金、税金または課徴金（以下「公租公課」という。）を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除後に本債権者または利札所持人が受領する金額（純額）が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札に関して受領されるはずであった金額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。

ただし、以下の場合、本債券または利札に関して、かかる追加額は支払われないものとする。

- （ ） 本債券または利札の保有のみを理由とする以外に、スウェーデンと関連性を有することを理由として、本債券もしくは利札に関する公租公課が課される本債権者もしくは利札所持人、またはかかる本債権者もしくは利札所持人を代理する第三者により呈示される場合。
- （ ） 関連税務当局に対し、課税免除のために非居住者である旨の宣言または同様の要求をすることにより、かかる源泉徴収もしくは控除に服さない本債権者もしくは利札所持人により、またはかかる本債権者もしくは利札所持人を代理する第三者により呈示される場合。
- （ ） 関連日から30日を経過した後に呈示される場合。ただし、本債権者または利札所持人がかかる30日の期間の最終日に（当該日が支払営業日であったことを前提として）支払のために本債券または利札を呈示したならば当該追加額を受領する権利を有していた場合には、その範囲で本号の適用は除外される。
- （ ） スウェーデンにおいて支払のために呈示される場合。

本書のいかなる記載にもかかわらず、発行者、支払代理人または他のいかなる者も、FATCA、FATCAを実施する条約、法令もしくは他の公的ガイドライン、または発行者、支払代理人もしくは他の者と米国、他の該当する法

域もしくはFATCAを実施する、それらの当局との間の契約により本債券につきまたはかかる本債券に関して課される源泉徴収または控除に関する追加額を支払う必要はない。

「関連日」とは、一切の支払に関して期日が最初に到来する日を指す。ただし、主支払代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合、かかる金員を全額受領し、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適法に付与された日を指す。

ロ。() スウェーデン、その下部行政区画、またはスウェーデンのもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（発行日以降に効力を生じた変更または改正に限る。）の結果、発行者が本債券に関する次回の支払期日に上記に従って追加額の支払義務を負い、かつ() 発行者がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該義務を回避することができない場合には、（下記「10 公告の方法」に従い）30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を主支払代理人および本債権者に対して付与することにより、発行者は、その選択により本債券の全部（一部は不可）を随時償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、本債券に関する支払期日が到来したとすれば発行者が当該追加金を支払うことを要した最初の日から90日より前には行わないものとする。

本節に基づく償還の通知を行う前に、発行者は、上記()の要件が本債券に関する次回の支払期日に適用され、発行者がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該追加額の支払義務を回避することができない旨の発行者の取締役2名が署名した証明書および発行者がかかる変更または改正の結果追加額の支払義務を負う旨の周知された独立の法律顧問の意見書を、主支払代理人に交付する。

本ロ.に従って償還される本債券は、額面金額に償還の日（同日を含まない。）までに生じた経過利息（もしあれば）を付して償還される。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

() 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

() 日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

() 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

() 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

() 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

代理契約、本債券および利札、誓約証書ならびにこれらに関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

発行者は、本債権者および利札所持人のために、英国の裁判所が代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる一切の紛争（代理契約、本債券および/または利札に関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有し、それゆえ代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる一切の訴訟、訴えまたは手続（代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務に関する訴訟、訴えまたは手続を含む。）（以下「司法手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起されうること、取消不能の形で同意する。発行者は、司法手続に係る英国の裁判所の管轄権に対し異議を申立てること、および不都合な裁判地において司法手続が提起されたと主張することを取消不能の形で放棄する。また英国の裁判所に提起された司法手続においてなされた判決が、最終的な判断として発行者を拘束し、その他一切の裁判所において強制力を有するものであることに、取消不能の形で同意する。本項は、発行者に対してその他の管轄裁判所において、司法手続を遂行する権利を制限するものではなく、また同時であるかどうかを問わず、1ヶ所または複数の管轄地における司法手続の遂行により、その他の管轄地における司法手続の遂行が妨げられるものではない。

発行者は、司法手続に関する英国における書類の送達受領代理人として、ビジネス・スウェーデン - スウェーデン貿易投資公団（Business Sweden - The Swedish Trade & Invest Council）の英国事務所（現在はロンドン W1H 2AG、アッパー・モンタギュー・ストリート5（5 Upper Montagu Street, London W1H 2AG）に所在する。）を指定する。また同公団が送達受領代理人でなくなった場合には、他の者を送達受領代理人として指定する。

10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンにおいて通常発行されている主要日刊紙（ファイナンシャル・タイムズ紙を予定）に公告された場合、有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた公告は、当該日刊紙に最初に公告された日に有効に行われたものとみなされる。

確定債券が発行される時点までは、大券の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグにより保有されている限り、かかる日刊紙における公告に代えて、本債権者に伝達するためにユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに対し当該通知が送達される場合がある。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグが通知を受領した後、2日目に本債権者に対して行われたものとみなされる。

11【その他】

(1) 時効

本債券および利札は、関連日から元金については10年以内に、利息については5年以内に、元金および/または利息に関して請求がなされない場合に失効する。

(2) 本債券および利札の代替

本債券または利札は、紛失、盗取、毀損、汚損または破棄の場合、代り券の請求者がそれに関する費用を支払い、かつ発行者が要求する証拠および補償に関する条件を満たした場合、主支払代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した本債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを提出されなければならない。

(3) 追加発行

発行者は随時、本債権者または利札所持人の同意なしに、すべての点（当該債券の最初の利払いの金額および期日を除く。）で本債券と同一の要項を有し、その結果未償還の本債券と合わせて一つのシリーズを構成する債券をさらに成立させ、発行することができる。

(4) 期限の利益喪失事由

下記に掲げる事由（以下「期限の利益喪失事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者のいずれも、（主支払代理人の指定事務所宛の）発行者に対する書面での通知により、主支払代理人による当該通知の受領の日を効力発生の日として、その保有する本債券に関し直ちに期限が到来し支払われるべき旨の宣言をすることができる。かかる宣言により、当該本債券は直ちに額面金額に支払の日までの経過利息（もしあれば）を付して、いかなる提示、要請、異議またはその他通知を要求されることなく償還される。

- () 発行者が本債券の元本またはいずれかの利息の該当する通貨による支払を、10日間を超える期間怠った場合。
- () 発行者が本債券に関する債券の要項に規定したその他の義務の履行を怠り、かかる不履行の通知が発行者に対して（主支払代理人の事務所において）なされた後21日を経過してもなお当該不履行が治癒されない場合。
- () 発行者の借入れ（以下に定義される。）がその債務不履行の結果として期限の利益を喪失した場合、または借入れが支払期日にもしくは適用される猶予期間内に支払われない場合。ただし、本項記載のいずれかの事由が発生しても、当該借入れまたはその他関連する債務のいずれかが単独で、あるいはその他の借入れおよび/または発生しかつ継続しているその他の事由（もしあれば）のすべてに関連するその他の債務との合計で3,000万ユーロ（または他の通貨におけるその相当額）を超えない場合は、期限の利益喪失事由を構成しない。
- () 発行者の解散もしくは清算の命令が発せられた場合またはそのための有効な決議がなされた場合、管轄裁判所が発行者に対し破産もしくは支払不能を宣言またはその旨判断した場合、発行者がその業務の全部もしくは重要な部分を停止するまたは停止するおそれのある場合、またはその資産の全部もしくは重要な部分を処分するまたは処分するおそれのある場合。
- () 発行者が支払期日にその負債を支払えない場合、担保権者が発行者の財産の全部もしくは重要な部分を取得した場合、発行者がその債権者のために財産譲渡を行った場合、適用ある破産、支払不能等に関連する法律に基づき発行者についてその破産もしくは支払不能の宣告、支払猶予もしくは和議、または発行者の破産もしくは支払不能におけるもしくはその財産の重要な部分に関する清算人もしくは財産管理人（もしくは同様の役職者）の任命を求める司法手続が提起されもしくはその他の手続が講ぜられ、かつかかる手続が30日以上有効となっている場合、または支払の停止を求めもしくはこれを認める命令がなされた場合もしくはその有効な決議が発行者によりなされた場合。
- () 本債券に関する発行者の債務に関するすべての保証人について保証状が完全な効力を消失した場合、または保証人すべてが当該保証状が完全な効力を有しない旨主張する場合。

上記「借入れ」とは、(a) 借入金、(b) 手形の引受けもしくは引受と信に基づくまたはそれに関する債務、または(c) 募集、発行もしくは分売されたあらゆるノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックその他の証券（公募、私募、交換募集その他を問わない。また、発行の際の対価が全額現金であるかどうかまたは一部が現金以外の対価をもって発行されたかを問わない。）に関する現在もしくは将来の負債（元本、プレミアム、利息またはその他の金員であるかどうかを問わない。）を意味する。

(5) 債券の形態

本債券は、当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は、発行日までにユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管機関に預託されるものとする。かかる仮大券は、仮大券の発行日から40日以降に、実質的所有者が米国人でないことを示す証明書の交付をもって恒久大券と交換される。恒久大券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの両方が、（法律上またはその他の休日による場合を除き）継続して14日以上業務を閉鎖し、または恒久的に業務を中止する意思を公表もしくは実際に業務を中止し、かつ承継する決済機関が利用し得ない旨の通知を発行者が受けた場合には、その全部（一部は不可）につき確定債券に利札を付して（無償にて）交換される。

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当なし。

第4【法律意見】

会社の最高法務責任者であるイェンス・ラーション氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 会社はスウェーデン法に基づき適法に設立され存続している法人である。
- (2) 訂正発行登録書および発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは会社によって認められており、スウェーデン法上適法であり、本債券の発行に関し、会社に対し要求されている政府の同意、許可もしくは承認はすべて取得されている。
- (3) 会社および代理人による関東財務局長に対する訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出は適法に授權されており、スウェーデン法上適法である。

第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人および売出取扱人の名称が、本債券の発行登録追補目論見書（以下「発行登録追補目論見書」という。）の表紙に記載される。

さらに発行登録追補目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「(注) 発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の内容のみ記載しております。」

さらに、以下の記載が発行登録追補目論見書の表紙裏以降に挿入される。

『本債券への投資にあたっての留意事項』

<リスク要因>

各投資家は、本債券に投資を行う前に、下記の投資上考慮すべき事項を、本書に含まれるその他の情報と同様に留意すべきである。投資に関する決定を行う場合、本債券に関する長所とリスクを含む、本債券の発行者および本債券の売出しの条件等に関して自分自身で検討し、そのみに依拠しなければならない。以下に記載されているリスクのみが、本債券に影響を与えうるものではない。同様に、発行者が本書日付現在において知るところではない別のリスクが発行者および/または保証人（下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 5 担保又は保証に関する事項」に定義される。）の業務、財務状態、業績に悪影響を与える可能性がある。本債券の市場価格は、一つまたは複数のそれらのリスクまたは要因によって下落する可能性があり、本債券への投資の全部または一部が失われる可能性がある。

<本債券に関するリスク要因>

本債券の市場価格が変動するリスク

本債券の市場価格は、米ドル金利およびその水準の変化等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替相場が変動するリスク

本債券の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇する。本債券の期中に受け取る利息・売却時あるいは償還時の元本は米ドル建てであり、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

信用リスク

本債券の発行者および/または保証人の信用状況に変化が生じた場合、本債券の市場価格が変動することにより本債権者（下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 4 元利金支払場所」に定義され

る。)に売却損が生じるおそれがある。本債券の発行者および/または保証人の信用状況の悪化等により、償還金や利息の支払が滞ったり、支払不能が生じ、本債権者は投資額の一部または全部を失うおそれがある。

本債券の流動性に関するリスク

本債券は、市場環境の変化により本債券の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また本債券を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、または購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク

本債券を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。』

<本債券以外の債券に関する情報>